



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 ローランド ディー・ジー・株式会社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 富岡 昌弘
(コード番号 6789 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長 長野 直樹
(TEL. 053 - 484 - 1400)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 34 期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記の通り決算期変更及び定款一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社は、事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、経営情報の適時、的確な開示により経営の透明性をさらに高めると共に、グローバルな事業の一体運営を一層推進するため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在 ： 毎年 3 月 31 日
変更後 ： 毎年 12 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 35 期は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

第 35 期の業績見通しにつきましては、本日、別途公表しております「平成 27 年 3 月期 決算短信」をご参照ください。

4. 定款一部変更の理由

(1) 決算期変更に伴い、現行定款第 12 条（招集）、第 13 条（定時株主総会の基準日）、第 36 条（事業年度）、第 37 条（剰余金の配当の基準日）及び第 38 条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第 35 期事業年度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割が十分発揮できるよう、また、適切な人材を招聘できるよう、現行定款第 27 条(社外取締役の責任免除)及び第 35 条(社外監査役の責任免除)を変更するものであります。なお、現行定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。~~

(3) 業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役について、適切な人材を招聘できるよう、柔軟な報酬設定を可能とするため、現行定款第 27 条(社外取締役の責任免除)及び第 35 条(社外監査役の責任免除)に定める責任を限定する契約の賠償責任限度額を、法令が規定する最低責任限度額に変更するものであります。なお、現行定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

5. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
(社外取締役の責任免除) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>500万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する <u>最低責任限度額</u> とする。
(社外監査役の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>500万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する <u>最低責任限度額</u> とする。
(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2 (省略)	2 (現行通り)
(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附則
	第1条 <u>第36条の規定にかかわらず、2015年(平成27年)4月1日から始まる第35期事業年度は同年12月31日までの9ヶ月間とする。</u>
	第2条 <u>第38条の規定にかかわらず、第35期事業年度の中間配当の基準日は2015年9月30日とする。</u>
	第3条 <u>本附則は、第35期事業年度経過後これを削除する。</u>

6. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 17 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 17 日

以 上